

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南越前町は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県南越前町長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、就学前児童の特定教育・保育施設等の利用に関する事務を行う。 1. 申請受付及び支給認定(保育の必要性によって認定区分を判定し、認定証を交付する。) 2. 利用調整(入所選考基準に基づいて、施設別・指数順入所希望状況等の各種リスト作成、利用調整の支援、教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込) 3. 請求審査支払(事業所からの請求に対し、審査し、支払を行う。) 4. 負担額徴収管理(利用者から徴収する負担額の徴収管理) 5. 交付金申請(支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携)
③システムの名称	1. 子ども子育て支援制度業務システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバ 4. 電子申請システム 5. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども子育て支援特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(155の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(155の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	南越前町 保健福祉課 919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 TEL:0778-47-8009
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南越前町 保健福祉課 919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 TEL:0778-47-8009
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受ける際は、記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、定期的に研修を行うとともに、内部監査を実施し、適宜確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <p>また、番号連携サーバーへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、端末を起動するために顔認証を導入するなど、アクセス権限の適切な管理を行っており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証、ID及びパスワードによる認証により限定しており、アクセス可能な職員を年度又は随時更新しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスに関してはアクセスログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正にしようされるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和5年1月1日	I 1 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成 24年法律第 65号)に基づき、就学前児童の特定教育・保育施設等の利用に 関する以下の事務を行う。 (1)申請受付および支給認定:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付 (2)利用調整:入所選考基準に基づいて、施設別・指数順入所希望状況等の各種リスト作成、利用調整 の支援 (3)請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査・支払処理 (4)負担額徴収管理:住民から徴収する負担額の徴収管理 (5)交付金申請:支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携 特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成 24年法律第 65号)に基づき、就学前児童の特定教育・保育施設等の利用に 関する以下の事務を行う。 (1)申請受付および支給認定:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付 (2)利用調整:入所選考基準に基づいて、施設別・指数順入所希望状況等の各種リスト作成、利用調整 の支援、教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込 (3)請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査・支払処理 (4)負担額徴収管理:住民から徴収する負担額の徴収管理 (5)交付金申請:支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携 特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。</p>	事前	マイナポータルびったりサービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う記載内容の修正
令和5年1月1日	I 1 ③システムの名称	<p>(1)子ども子育て支援制度業務システム (2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3)中間サーバ (4)電子申請システム</p>	<p>(1)子ども子育て支援制度業務システム (2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3)中間サーバ (4)電子申請システム (5)サービス検索・電子申請機能</p>	事前	マイナポータルびったりサービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う記載内容の修正
				事前	ガバメントクラウド及び標準準拠システム移行に伴う再実施、新様式への移行

